

## 司会者はこう見た

京都府立総合資料館 井口 和起

### 「機能」開設・維持が焦眉の課題

本報告の基礎になった秋田県公文書館の県内市町村における公文書の状況調査の結果報告は、すでに平成21年3月の『市町村公文書等保存状況調査報告書』として基礎データとともに秋田県公文書館ホームページに掲載されている。

今回の福島大会での煙山報告は、前半でこの調査報告書の概要を紹介したうえで、「調査結果から見えてきた課題」を整理し、「まとめ」のテーマを「市町村における公文書館機能設置」として問題提起したものである。

司会者が事前打合せどおりの報告と討論の時間配分を守れず、提起された問題について参加者の会場からの発言によって検討を深めえなかったことを最初にお詫びしておく。

ここで報告の要約は必要なかろう。また、上記の始末で、報告内容の事実確認を主とした質疑への言及も必要あるまい。

そこで、以下に司会者としてかなり恣意的な感想を記して責めを果たすことにすることをご容赦願いたい。今後の検討への手がかりの一つにでもなれば幸いである。

報告中の「調査結果から見えてきた課題」で指摘されたとおり、多くの市町村公文書が①散逸にいたる危険性に直面しており、②住民の利用も意識も必ずしも高くはなく、③公文書管理法制定の意義もそれほど浸透していない、という現況である。これはおそらく秋田県に限らない全国的な状況であろう。時間的余裕があつて、全国からの参加者たちの各

地における状況の報告を聴けば、それが確認されたであろうことは容易に予想できる。

「参加者の多くがそれぞれに身につまされる報告ではなかったでしょうか」と司会者が会場で発言したのもそれを念頭においてであった。

この状況をふまえて、「まとめ」のテーマを報告者が「市町村における公文書館機能設置」したところに、本報告の中心があったと司会者は理解し、かつ大きな共感を覚えた。

公文書の散逸を防止し、その収蔵・整理・公開等々のためには、それ相応の「公文書館」があるにこしたことはない。しかし、報告者は敢えて施設としての「館」(=建物)ではなく、今後の活動の重点を「公文書館機能」の「設置」として提起した。報告者はいう。公文書・その他各種「記録資料」の保存と公開をとりまく日本の現状(とりわけ財政危機下の市町村)は深刻である。だから、「公文書館」を建設し、それを維持・運営する人員を保障できるような状況は何処にもない。

しかし、だからと言って私たちは、地方自治体の首長や行政機関の職員・関係者、さらには地域住民の理解の低さを嘆きあい、手をこまねいて居て良いわけではない。

公文書を作成し現用文書として管理する原課の職員、それらを規程に従って管理し保管あるいは廃棄する文書管理部局職員などが、当初から公文書は歴史資料として保存され公開される場合があることを念頭に仕事をす。その過程で公文書の保存と公開の方法を考え、情報公開法とは異なる仕組みの公文書の保存・管理・公開や活用という公文書館「機能」を果たせる窓口と職員とをおくことが何よりも大切である。「館」がなくても「機能」を果たす仕組みは作れる。また、市町村合併時の公文書の散逸防止対策や遊休施設での文書の収蔵・保管の工夫も不可欠である。各地域でこの仕組みづくりを直ちに地道に進めねばならない。そのために私たちに何が出来るか。報告はその素材と各種手法を豊かに

示し、行動を提起した。ここに、本報告の最大の意義がある。調査に際して当該自治体の文書担当者の同行を求め、首長との面談にも努力した調査方法の中に、この提案は既に体现されてもいた。私たちはこれに応えねばなるまい。